

資料1

平成30年度 空き家の適正管理に関する状況について（環境課）

1. 年度別空き家相談件数

（平成31年1月末現在）

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鶴岡地域	70	99	109	126	122	132	218	104
藤島地域	3	9	6	6	8	6	12	13
羽黒地域	4	6	4	5	4	4	12	8
櫛引地域	1	6	6	8	4	2	4	9
朝日地域	20	13	6	6	1	5	7	6
温海地域	2	8	7	7	9	5	13	11
合 計	100	141	138	158	148	154	266	151

2. 適正管理指導等実施件数

（平成31年1月末現在）

区 分	口頭助言	文書助言	文書指導	勧告文書	応急措置
鶴岡地域	62	16 (47)	0	0	3
藤島地域	3	5 (0)	0	0	1
羽黒地域	8	0 (0)	0	0	2
櫛引地域	5	0 (2)	0	0	1
朝日地域	5	0 (0)	0	0	1
温海地域	4	1 (0)	0	0	0
合 計	87	22 (49)	0	0	8

※（ ）内はDランク空き家の追跡調査に基づき実施した件数

3. 空き家対応「完了」「継続」件数

【家屋】

（平成30年1月末現在）

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計	割合
完了	49	7	7	4	2	11	80	87.0%
継続	5	3	1	1	2	0	12	13.0%
計	54	10	8	5	4	11	92	

【その他】

（平成30年1月末現在）

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計	割合
完了	44	2	0	3	2	0	51	86.4%
継続	6	1	0	1	0	0	8	13.6%
計	50	3	0	4	2	0	59	

【合計】

（平成30年1月末現在）

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計	割合
完了	93	9	7	7	4	11	131	86.8%
継続	11	4	1	2	2	0	20	13.2%
計	104	13	8	9	6	11	151	

4. 原因別空き家相談件数

(平成31年1月末現在)

地域 原因	鶴岡		藤島		羽黒		榎引		朝日		温海		全市		
	完了	継続	完了	継続	完了	継続	完了	継続	完了	継続	完了	継続	完了	継続	合計
家屋	49	5	7	3	7	1	4	1	2	2	11	0	80	12	92
その他	44	6	2	1	0	0	3	1	2	0	0	0	51	8	59
草木	30	4	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	34	5	39
虫	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
悪臭	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
獣	3	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	5	2	7
ゴミ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
防犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
落雪	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	1	3
その他	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
合計	93	11	9	4	7	1	7	2	4	2	11	0	131	20	151

5. 危険空き家解体補助金について

(1) 危険空き家解体補助金（個人型）の概要

① 対象地域

- ・鶴岡市全域

② 補助対象建築物

- ・不良空き家

不良判定は鶴岡市中心市街地居住促進事業の不良空き家判定基準による。

- ・不良判定は1棟ごと行う。不良空き家は1棟ごと補助対象とする。不良でない棟は補助対象としない。

③ 補助対象者

- ・不良空き家所有者

- ・所有者から解体の同意を受けた者。ただし、所有者から解体について書面で同意を受けることを条件とする。

④ 補助要件

- ・不良空き家が存する土地の固定資産税評価額を解体工事費が上回ること

⑤ 補助対象経費及び補助金額

- ・補助金額は解体事業費と土地評価額を比較し、解体事業費が土地評価額を上まわった額と解体事業費の40%の額と比較していずれか小さい金額とし、75万円を上限とする。

(2) 空き家解体補助金（地域団体支援型）の概要

① 対象地域

- ・鶴岡市全域

② 補助対象建築物

- ・不良空き家等（不良空き家・不良空き建築物とする。）

不良判定は鶴岡市の不良空き家判定基準による。

- ・不良判定は1棟ごと行う。

③ 事業主体

- ・不良空き家等が存在している住民自治組織等の地域団体。ただし、所有者又は管理者から解体について書面で同意を受けることが条件。

④ 補助対象経費

- ・Bを補助対象経費とする。AはBの20%以上とすることが条件。Bを外注することは可。

A	住民自治組織の労務費 人数×日数×普通作業員単価
B	解体工事費（補助対象経費） ・重機借上料、廃材運搬費・処分費 ・上以外の実費 例 オペレーター費用、保険料、仮設費用、動産処分費用

⑤ 補助率

- ・補助率は補助対象経費の100%とし、上限75万円とする。

鶴岡市空き家等対策計画概要

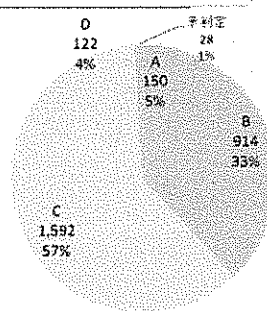
第1章 基本的な方針

- 目的
適正な管理と活用の促進について、法と条例の規定に基づき、良好な住環境の維持・向上を図るとともに、災害や犯罪のない安全で安心な暮らしの実現に寄与する。
- 計画の位置づけ
空家対策特別措置法第6条に規定する空家等対策計画
- 計画の期間
平成30年度から平成34年度までの5年間
- 計画の対象地域
鶴岡市全域

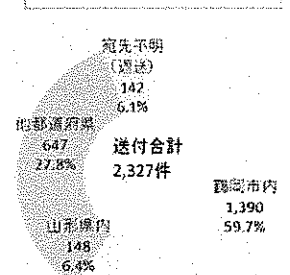
第2章 鶴岡市の空き家の現状

- 1 空き家の数、分布、空き家率
 - ・平成23年度と平成27年度で空き家実態調査を実施。
 - ・空き家総数は2,806棟(平成27年度)
 - ・平成23年度と比較すると533棟増加している。
 - ・鶴岡市全域で増加傾向にある。
 - ・空き家率は5.1%(家屋総数55,845棟)
- 2 老朽危険度判定
 - ・老朽危険度判定を行い、空き家の状態をよい方からABCDに分類している。ABの優良空き家が約4割、CDの不良空き家が約6割となっている。
- 3 空き家所有者等意向調査
 - ・空き家所有者等に対して意向調査を行っている
 - ・所有者の3割近くが市外在住となっている。

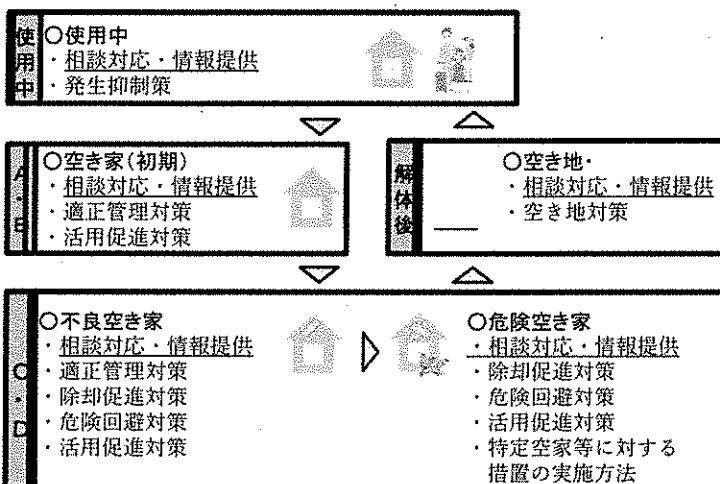
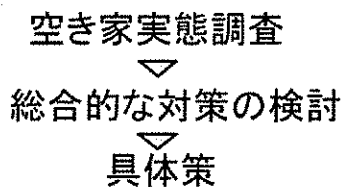
H27空き家棟数の割合



意向調査送付先割合



第3章 市が行う空き家等対策



第4章 実施体制

様々な組織・市民・住民自治組織と連携して空き家の課題に取り組む

